町職員人事異動

11月20日付け ()内は旧任

町長部局

【主任級】

▶総務課 主任(教育委員会事務局教育総務課 主任) 峠 香織

【主查·主事級】

▶協働のまち推進課 主事(産業観光 課 主事) 荒槇 夏帆

教育委員会部局

【課長補佐級】

▶教育総務課 課長補佐(長寿福祉課 課長補佐) 射場 正典

【主查·主事級】

- ▶教育総務課 主査(生涯学習課 主 査) 岩田 容子
- ▶生涯学習課 主事補(教育総務課 主事補) 玉置 真人

11月22日付け

町長部局

【退職】

▶町民税務課 主任 山本 智康

家庭用生ごみ処理機器等 購入補助金制度

吉野町在住者を対象に生ごみ処理機 器の購入費の一部を補助しています。

生ごみ処理機(電気式又は手動式)

- ▶1世帯につき1台まで
- ▶補助額

消費税を除く購入価格の3分の2の 額(100円未満は切り捨て)で、最大3 万円

生ごみたい肥化容器(コンポスト容器 等)

▶1世帯につき2個まで

▶補助額

消費税を除く購入価格の3分の2の額(100円未満は切り捨て)で、最大5千円

- ※他に補助条件等がありますので、申 請をお考えの方は、必ず処理機購入 前にお問い合わせください。
- **閻**暮らし環境整備課 環境対策室
- **3**(32)9024



募集

公営住宅入居者募集

【随時募集(受付中)】

- ▶上市駅東□町営住宅 1戸
- ▶燦上市テナント(1A・1B・1C・2A)
- ▶燦上市住居(4C)
- ※家賃や入居資格等

詳しくはウェブサイトへ➡



週町民税務課 住宅担当 ☎(32)3081 (土・日・祝日は除く)

お知らせ

有害鳥獣駆除対策

吉野町は、平成25年度に猟友会吉野支部で構成する「吉野町鳥獣被害対策実施隊」を組織し、地域からの要望を受け、有害鳥獣駆除を実施しています。

- ◆有害鳥獣捕獲頭数(11月分) ニホンジカ28頭 イノシシ4頭 令和5年度 累計170頭
- **閻**暮らし環境整備課農林振興室
 - **☎**(32)3081

1月のごみ収集日程	収集日					
収集地区名	粗大ごみ	ビン	カン類	ペットボトル	不燃物	古 紙
上市地区全域·橋屋·左曽·六田	8日(月)	15日(月)	22日(月)	29日(月)	10日(水)	24日(水)
吉野山地区全域・飯貝・丹治	9日(火)	16日(火)	23日(火)	30日(火)	17日(水)	31日(水)
龍門地区全域·中竜門地区全域	4日(木)	11日(木)	18日(木)	25日(木)	10日(水)	24日(水)
	千股のみ8日(月)	千股のみ15日(月)	千股のみ22日(月)	千股のみ29日(月)		
国栖地区全域・中荘地区全域	5日(金)	12日(金)	19日(金)	26日(金)	17日(水)	31日(水)

間[分別について] 吉野町クリーンセンター【℡(32)1275】 ★1月21日は、家庭系ごみの持ち込みを受け付けします。 「ごみの区別と出し方」⇒



圕[収集について] 美吉野環境ステーション【៤(39)9145】★ごみは午前8時までに出してください。

若者の皆さん、献血にご協力を!

「はたちの献血」キャンペーン(1月1日~2月29日)実施中

血液は人工的に造ることができず、長期保存できません。全国的な少子高齢化の影響により、患者さんへの血液の安定供給への支障も懸念されています。特に冬期は献血者が減少しがちです。

献血は身近で大きな社会貢献! ご協力をお願いします。

間長寿福祉課 保健センター

NTT…IL(32)0521 IP直通…IL(39)9079

◆近鉄奈良駅ビル献血ルーム

《所在地》 奈良市東向中町28 奈良近鉄ビル6階 《予 約》 TeL0120(397)722 (10時~18時) 《献血受付》 毎日 10時~18時(成分献血は17時まで)

◆奈良県赤十字献血センター

《所在地》 大和郡山市筒井町600-1 《予 約》 TeL0120(566)245 (平日9時~17時) 《献血受付》 毎週火・木・金・日曜日 9時~17時

(成分献血は16時まで)

経営者の退職金制度 「小規模企業共済制度」

国がつくった、安心でお得な制度です。 商工会、金融機関などで加入手続きが できます。

特徴・・・2つのおトク

- ①掛金は全額所得控除で、今日からお トク。(月々の掛金は1,000円~ 70,000円で自由に設定可能)
- ②経営者の退職金として受け取れ、未 来もおトク。(共済金の受け取り時に も税制メリットがあります)

・問独立行政法人中小企業基盤整備機構構☎050(5541)7171(共済相談室)詳しくはウェブサイトへ→ ■



1月26日 文化財防火デー

まほろ隊長 奈良県広域消防組合



毎年1月26日は、「文化財防火デー」です。この日は、昭和24年に法隆寺金堂壁画が焼失した日にあたることから定められています。文化財の所有者及び管理者の方々は、防火訓練や防災設備点検を行うとともに、地域の皆様方もこの運動を機会に一層の文化財の保護に努めましょう。 **週**吉野消防署 **☎**(32)1011

文化財火災の特徴

文化財火災の出火原因の多くは焚き火や放火によるもので、屋根からの出火が目立ちます。杮葺(こけらぶき)・桧皮葺(ひわだぶき)といった燃えやすい屋根材を

使用しているためです。このような木造建物は、小さな火種が大きい火災へと繋がります。



防火のポイント

①火気管理

文化財の建物内部や近くで火を扱うことは絶対にやめましょう。喫煙は所定の場所で行い、たばこは確実に消しましょう。また、自宅等で焚き火を行う際は、周囲に気を配り、風が強い日を避け、万が一に備え消火の準備をしましょう。皆さんの日々の心がけが文化財を守ることにも繋がります。

②放火防止対策の強化

敷地内には、なるべく燃えやすい物は置かず、関係者による巡回警備、夜間照明の設置、地域との協力など、放火されない環境づくりが大切です。